地方創生移住支援事業補助金　交付申請チェックリスト

　　　　　　　　　　　　申請者氏名

共通以外の項目については、該当する書類のみご提出ください

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 提出書類 | 確認欄 |
| 共通 | 東京圏移住支援事業に係る移住支援金交付申請書 | □ |
| 写真付き身分証明書の写し  （マイナンバーカード、運転免許証等） | □ |
| 移住先の住民票謄本 | □ |
| 移住元の住民票除票又は戸籍の附票  （移住される方全員分） | □ |
| 日本国籍を有しない者 | 在留資格を有することを証明する書類 | □ |
| 東京23区外の東京圏（条件不利地域を除く。）から東京23区内の法人等へ通勤していた者 | 就業証明書又は離職票等（移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことが確認できる書類） | □ |
| 卒業証明書、在学期間証明書等（移住元での在学地及び在学期間が確認できる書類）  ※　通学期間を本事業の移住元としての対象期間とする場合 | □ |
| 東京23区外の東京圏（条件不利地域を除く。）から東京23区内に通勤していた法人経営者又は個人事業主 | 開業届出済証明書等  （移住元での在勤地を確認できる書類） | □ |
| 個人事業等の納税証明書等  （移住元での在勤期間を確認できる書類 | □ |
| 移住元で妊娠し、転入後に出産した新生児を含む世帯 | 母子健康手帳等の写し  （移住元で妊娠していたことが確認できる書類） | □ |
| 就職 | 就業証明書 | □ |
| 起業 | 佐賀県地方創生移住・地域活性化等起業支援事業実施要領に従い実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定通知書の写し | □ |
| 武雄市が定める関係人口 | | |
| 右のいずれかに該当すること | 移住支援金の申請時において、３親等以内の親族が武雄市に住所を５年以上有していること | □ |
| 武雄市に過去５年以上住民登録をしていたこと | □ |
| 武雄市定住特区（※¹）に転入し、かつ、地域コミュニティに積極的に参加し、もって地域活性化に貢献すること。 | □ |
| 農業 | ・就農準備研修受講の場合  新規就農者育成総合対策（就農準備資金）の交付決定通知書の写し  ・就農の場合  新規就農者育成総合対策（経営開始資金）の交付決定通知書の写し | □ |
| 林業 | 就業証明書 | □ |
| 「緑の雇用」新規就業者育成推進事業の研修承認通知書の写し | □ |
| 「緑の雇用」新規就業者育成推進事業の研修実施計画書の写し | □ |
| 漁業 | 就業証明書 | □ |
| 長期研修支援事業（独立型）実施の認定通知の写し | □ |
| 農林漁業（※²） | 農林漁業研修の受講証明書の写し（受講内容、受講地及び受講期間が確認できるもの） | □ |
| 伝統工芸（就業） | 就業証明書 | □ |
| 伝統工芸（起業） | 個人事業の開業・廃業等届出書の写し又は開業届出済証明書の写し | □ |
| 別表第3に掲げる団体等に加入したことを証する書類の写し | □ |
| 伝統工芸  （研修受講中） | 研修受講及び就業等に関する申告書 | □ |
| 受講中証明書 | □ |
| 伝統工芸（※²） | 伝統工芸等研修の受講証明書の写し（受講内容、受講地及び受講期間が確認できるもの） | □ |
| 事業承継 | 事業承継支援証明書 | □ |
| 事業承継の成立を証する書類（契約書、覚書、代表者の変更を証する書類、事業計画書等）の写し | □ |

※¹橘町、若木町、武内町、東川登町、西川登町、

山内町の一部（犬走区、踊瀬区、永尾区、鳥海区、船の原区、今山区、宮野区、立野川内区）、北方町の一部（焼米区、追分区、掛橋区、久津具区、浦田区、西杵区、杉岳区、白仁田区、大渡区、蔵堂区、永池区、椛島区、芦原区）

※²研修受講後に申請する場合